# 本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第五五号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

# 政令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

## 政令第五十五号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百八号の項中「十八番二」を「十八番八」に改め、同表百三十八号の項中「深沢字永尾二千五百六十四番十九」を「東山字石橋二百八十五番三」に改め、同表百四十一号の項を削り、同表百五十五号の項中「及び一宮市緑四丁目二番二から同市音羽一丁目百番十六まで」を削り、同表百五十八号の項中「福井県吉田郡永平寺町松岡吉野十一字上仙道三十五番一から同町」を「福井市重立町三十字上沖田二十六番五から福井県吉田郡永平寺町」に改め、同表三百三十号の項中「二十九番」を「二十八番八」に改め、同表三百七十五号の項中「黒瀬町兼広字鷹ノ巣八百八十五番九まで、同市西条町馬木千二百六十一番八から同市」を削り、同表四百七十四号の項中「五千十二番」を「五千百二十四番二」に改め、同表四百九十七号の項中「まで、」を「まで及び」に改め、「松浦市志佐町浦免字寺田二百八十七番四まで及び長崎県北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎百三十六番二から」を削る。

**附　則**

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表百八号の項、百五十八号の項及び三百三十号の項の改正規定は同年三月一日から、同表三百七十五号の項の改正規定は同月十五日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

# 告示

## ○外務省告示第四十九号

平成二十七年一月二十八日にイスラマバードで、カラチ港及びビンカシム港治安強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カラチ港及びビンカシム港治安強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億七千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使

パキスタン側　ムハンマド・サリーム・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十七年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

## ○外務省告示第五十号

平成二十七年一月二十八日にイスラマバードで、ラホール給水設備エネルギー効率化計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ラホール給水設備エネルギー効率化計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　五千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使

パキスタン側　ムハンマド・サリーム・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十七年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

## ○外務省告示第五十一号

平成二十七年二月十二日にモロニで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコモロ連合政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　細谷龍平在コモロ大使

コモロ側　ヌルディンヌ・ブランヌ外務・協力省担当副大統領

平成二十七年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

## ○外務省告示第五十二号

平成二十七年二月十二日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億七千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　小林正雄在サントメ・プリンシペ大使

サントメ・プリンシペ側　アゴスティーニョ・クアレズマ・ドス・サントス・アフォンソ・フェルナンデス経済・国際協力大臣

平成二十七年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

## ○外務省告示第五十三号

平成二十七年二月十三日にダカールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　北原隆在セネガル大使

セネガル側　アマドゥ・バ経済・財政・計画大臣

平成二十七年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄